（注１）　上場会社等とは、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして第199条で定める株式を発行している会社をいう（イにおいて同じ。）。

（注２）　外国法人等とは、法第159条第２項第５号イ⑴から⑶までに掲げる者をいう（イにおいて同じ。）。

（注３）　Ⓐの欄は、⑵の（注５）に準じて記載すること。

（注４）　Ⓑの欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。

（注５）　Ⓓの欄は、Ⓒから株主総会の議決権を有しないこととされる株式（⑴のⒷの議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。

（注６）　Ⓔの欄は、⑴のⒽに記載した議決権の総数に対する⑶のアのⒹの比率を記載すること。

（注７）　Ⓕ及びⒼの欄は、Ⓗの比率を合算した比率がなお５分の４を上回らない場合に次のとおり記載すること。Ⓗの比率を合算した比率にⒾの比率を合算した比率を加えて計算した比率が５分の４を上回れば、それ以上については記載を要しない。

ㇷ　申請者の議決権の総数の10分の１以上を占める日本法人に対して10分の１以上の議決権を有する外国法人等について記載すること。当該日本法人に対して10分の１以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

ㇳ　ㇷによつてもなおⒽの比率を合算した比率にⒾの比率を合算した比率を加えて計算した比率が５分の４を上回らない場合には、一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の１未満であるときに、当該日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該外国法人等が占める日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の１以上となる場合の当該外国法人等について記載すること。

（注８）　Ⓘの欄は、１からⒼの比率を減じて計算した比率にⒺの比率を乗じて計算した比率を記載すること。

ㇷ　Ⓖの比率が２分の１を超える場合は、⑴に０と記載すること。

ㇳ　一の日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、１から当該一の日本法人に係るⒼの比率を合算した比率を減じて計算した比率にⒺの比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の２分の１を超える議決権を有する場合は、０と記載すること。

（注９）　ⒺⒼからⒾまでの欄は、小数点第３位を四捨五入とし小数点第２位まで記載すること。

（注10）　備考の欄は、⑵の（注７）ア及びウに準じて記載すること。また、第185条第３項から第５項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。日本法人にあつては、これらに加えてⒼの比率の確認方法を記載すること。